

扶助費のあり方に関する提言書

平成 23 年 11 月

豊山町行財政運営に関する有識者懇談会

目 次

1	はじめに	1
2	扶助費事業の検証・評価	2
3	見直しの方向性	2
4	おわりに	3

【 参考資料 】
事業評価シート

1 はじめに

扶助費とは、社会保障制度の一環として住民福祉を支えるための経費であって、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進のために独自の施策として支出するものがある。

このうち、市町村が独自の施策として支出する扶助費については、国・県の制度を補完するものとして、あるいは国・県の制度を先導するものとして重要な役割を果たしてきた。しかしながら、近年、多くの市町村では高齢化の進展等によって扶助費予算が増大しており、中には社会インフラ整備などの予算を圧迫している例も見られるなど、低成長時代における扶助費の増大は市町村にとって大きな課題となっている。

扶助費は住民生活の安定を支えるものであり、全体として見ればその重要性は今後も変わらないものと考えられる。また同時に、将来にわたりその機能を維持していくためには、個々の事業について社会情勢の変化や給付と負担のバランスなどを考慮して必要な改善を常に行っていかなければならない。

当懇談会においては、こうした観点から町の扶助費事業を検証・評価し、全体的な見直しの方向性及び個々の事業における具体的な改善方策を提言として取りまとめ、ここに報告する。

2 扶助費事業の検証・評価

(1) 対象事業

平成 23 年度当初予算に計上している事業のうち、「扶助費」に区分される事業及び扶助費と同等の性格を持つと認められる事業であって、町の独自性が強い事業。ただし、予算額 100 万円未満の事業は除く。

対象とした事業数は 11 事業、これらの事業の平成 23 年度における予算総額は 2 億 604 万 4 千円。

(2) 検証・評価の手法

- ① 対象事業ごとに事業所管課が事業評価シートを作成し、総務部総務課と事業所管課が一次評価を実施。
- ② 一次評価実施結果を踏まえ、有識者懇談会委員が事業所管課等からヒアリングを行った上で二次評価を実施。

(3) 検証・評価の結果

- | | |
|-------|------|
| ① 継続 | 4 事業 |
| ② 見直し | 6 事業 |
| ③ 廃止 | 1 事業 |

※検証・評価の詳細については、別添の事業評価シート参照

3 見直しの方向性

(1) 支給対象範囲及び支給金額の検証・改善

支給対象範囲及び支給金額について、要介護度や障害の程度、助成対象者の負担の程度、他の市町村の状況などを踏まえて検証し、改善の必要があれば速やかに実行する。

支援の必要性が低い場合には事業の廃止を検討する。

(2) 所得制限の導入

扶助費が経済的支援を目的としていることを踏まえ、経済的に十分な負担能力がある者を助成対象者から除外するため所得制限の導入を検討する。

なお、所得限度額を設定するにあたっては、個々の事業内容などを踏まえ、支援を真に必要とする者が除外されないよう慎重な検討が必要である。

4 おわりに

豊山町は、福祉施策を重視し、これまで県内他市町村に比べ手厚い扶助費事業を実施してきた。これらの事業は、住民の経済的負担を軽減し、生活の安定に寄与したものと認められる。

しかしながら、想定を上回る少子高齢化の進展や医療・介護の分野での国の施策の大きな変化などを踏まえた場合、従来の事業内容を安易に継続することは、社会実態との乖離や財政負担の肥大化などを招き、必要な事業の存続さえも危うくする恐れがある。

そうした事態を回避し、住民生活のセーフティネットとしての役割をできる限り高いレベルで維持するには、的確な現状分析に基づく継続的な改善が不可欠である。

この提言書を踏まえ、必要な見直しが着実に実行に移されることを期待するものである。